

# 公害審か裁判か

水俣病  
新認定

## 補償めぐり広がる波紋

相本・那兒島兩界知事が新しく水俣病と認定した水俣市月浦町人川本賀夫さん(50)、十七人(一人欠席)とチツソとの話し合が十一日始たれ、今後の問題として補償の解決方法が大きくなりアップされた。

この話し合いで、チツソ側は「補償する」と正式に表明し、患者側にわびたが、肝心の補償方法への詰め込みは、県の示唆によるものといわれる。回答者は環境庁設置後、総理府から面接へ呼ばれられたもので、公害粉砕に対する仲間、調停、和解の機関を経つているが、然れど然れない。

一方、裁判になった場合も、從来とは異なることが予想される。公害被害者救済法の趣旨に基づき疑わしいのは、すべて調査しているが、この行政措置を裁判所がどう判断するか。有機水銀の影響の程度や因果關係などを完全に立証するのは初めて。この点でも

については、中央公害審査委員会(公害粉砕処理法に基づいて環境庁に置かれた機関)に持ち込むことを明らかにした。

中央公害審査委員会についての知識はなく、今後その性格などを検討する必要があるとしている。

いと見る向きもある。かと云つて、チツソと原告が自ら交渉することについては、すでに四月に認定された三族族のケースで実験すみ。徒労に終わる可能性が強い。

いずれにしても、中央公害審査委員会と裁判の二つの方向が検討されることになるが、もし訴訟派と水俣病粉砕処理委一任派の二つに分裂した四十四年四月のようにでもなれば、現在申請している百二十人の人や、一齊健診調査で発見されるとみられる多くの患者の今後に、大きな影響を投げかけることになつう。